

## 魚津市告示第190号

プレミアム付ミラペイ発行事業実施要綱を次のように定める。

令和3年7月7日

魚津市長 村椿 晃

### プレミアム付ミラペイ発行事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、電子地域通貨の利用促進及び市内経済の活性化のために魚津市（以下「市」という。）が実施するプレミアム付ミラペイ発行事業について、必要な事項を定めるものとする。

(発行者)

第2条 プレミアム付ミラペイの発行及び管理は、市が行う。

(プレミアム付ミラペイの種類)

第3条 プレミアム付ミラペイの種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 通常ポイント 市が発行する電子ポイントをいう。

(2) プレミアムポイント 通常ポイントに対して3割の割合で付加する電子ポイントをいう。

2 プレミアム付ミラペイの発行単位は、「ポイント」とし、その価値は1ポイント1円とする。

(定義)

第4条 この要綱において使用する用語は、魚津市電子地域通貨事業実施要綱（魚津市告示第 号）において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

(1) 一般店 取扱店のうち、日本標準産業分類の小分類又は細分類が百貨店・総合スーパー、コンビニエンスストア、機械器具小売業のうち大企業（家電量販店）、ドラッグストア、ガソリンスタンド、ホームセンターの店舗等をいう。

(2) 応援店 取扱店のうち一般店以外のものをいう。

(発行額)

第5条 同一会計年度内におけるプレミアム付ミラペイの発行額は、予算の範囲内において定めるものとする。

(プレミアム付ミラペイの有効期限)

第6条 プレミアム付ミラペイの有効期限は、令和3年11月30日とする。

(プレミアム付ミラペイの使用範囲)

第7条 プレミアム付ミラペイの使用範囲は、魚津市電子地域通貨事業実施要綱に準ずる。ただし、プレミアムポイントは応援店における特定取引においてのみ使用できるものとする。

(プレミアム付ミラペイの換金手続き)

第8条 市は、特定取引において利用されたプレミアム付ミラペイの額面を取扱店が指定する口座に振り込む方法により、換金手続きを行う。

(プレミアム付ミラペイの払戻し)

第9条 プレミアム付ミラペイの払戻しは、一切行わないものとする。

(事業の委託)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、この事業を委託することができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。